

公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年9月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市中央卸売市場		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] その他（卸売市場）		
③ 担当課名	市場事業部		
④ 開設年月日	昭和58年2月14日		
⑤ 所在地	岡山市南区市場一丁目1番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	167,583	
	構造/延床面積(m ²)	70,509	
	建設費(単位:千円)	13,170,000（花き地方卸売市場を含む）	
	施設内容	市民が健康な身体を保持し、日々生活していくために、欠かすことのできない野菜・果物・鮮魚などをより新鮮な形で市民に安定供給する施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 卸売市場法
② 設置条例	[条例名] 岡山市中央卸売市場設置条例
③ 条例に規定された設置目的	本市における生鮮食料品等の需給の円滑化を図り、市民生活の安定に寄与するため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	市民等の生活の安定に資するという公共的な機能・役割を果たしつつ流通措置や、社会情勢の変化に迅速かつフレキシブルに対応できる市場を実現する。
⑤ 設置目的等の達成状況	これまでに必要な設備の新規増設や市民への関連棟の開放など様々な取り組みを行い、公営企業として市場経営は安定的に推移している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営				
② 開場日	254日				
③ 開場時間	24時間				
④ 利用状況	利用状況指標	青果物取扱量	青果物取扱高	水産物取扱量	水産物取扱高
	令和元年度	74,380t	19,719 百万円	24,805t	25,531 百万円
	令和2年度	72,358t	20,868 百万円	23,099t	22,090 百万円
	令和3年度	69,120t	20,581 百万円	23,711t	23,881 百万円
⑤ 主な利用者	その他（市場関係者）				
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	今後の目標使用年を25年とし、市場全体の老朽度調査の結果から、今後必要が見込まれる修繕費用を算出し、平準化した。各年6,000万円を目安とする。				

4 管理運営に係る収支【岡山市市場事業部】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔当初予算〕	令和3年度 〔決算〕税込額	令和2年度 〔決算〕税込額	平均	
収益的 収入	営業収益	664,167	676,239	662,376	667,594	
	営業外収益	140,398	128,212	143,936	137,515	
	特別利益	0	9,934	5,006	4,980	
	収入合計	804,565	814,385	811,318	810,089	
収益的 支出	営業費用	766,539	662,648	722,457	717,215	
	営業外費用	14,723	37,429	33,129	28,427	
	特別損失	0	0	15,109	5,036	
	予備費	10,000	—	—	—	
支出合計		791,262	700,077	770,695	754,011	
収支差額		13,303	114,308	40,623	56,078	
資本的 収支	資本的収入	出資金	59,683	61,054	49,606	56,781
		小計	59,683	61,054	49,606	56,781
	資本的支出	建設改良費	256,000	12,123	13,706	93,943
		企業債償還金	119,366	122,108	99,211	113,562
		予備費	10,000	0	0	3,333
	小計		385,366	134,231	112,917	210,838

※中央卸売市場と花き地方卸売市場の合算分を表示。

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	—
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	市場全体の建物で屋根防水材の劣化・剥離が見られ、 躯体に影響を及ぼさないよう修繕が必要である。

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 食品等の流通において、規格の統一が難しい生鮮食料品を決められたルールの中で公正かつ迅速に取引を行い、大量かつ安定的に供給するための集荷及び価格形成、代金決済等の調整機能を持つ施設として今後も重要な役割を果たしていく必要があるため。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	直営 市場は市民に対して生鮮食料品を安定的に供給するだけでなく、災害時等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等の供給を行えることや、食文化の維持、発信等の高い公共性も求められており、今後もこうした公的機能を十分に発揮するため。
③ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)